

平成25年度

町行政施策及び予算要望について
(回答)

平成 24 年 12 月 25 日

平成25年度 町行政施策及び予算要望について(回答)

町行政運営に対しましては、議員各位の多大なるご指導とご協力をいただきながら、まちづくりの基本は「町民の良識が町政の常識である」との理念に立ち、広聴会等を通し、より多くの町民の皆様のご意見を伺い、「笑顔のあふれるまちづくり」の実現のため、全力で取り組んでいるところでございます。

さて、我が国経済は、東日本大震災からの復興需要を背景に緩やかに回復しつつあり、海外経済の状況が改善するにつれて、再び景気回復へ向かうことが期待されております。ただし、欧州や中国等、対外経済環境を巡る不確実性が高いなかで、世界景気のさらなる下振れや金融資本市場の変動等が、景気を下押しするリスクとなっており、また、電力供給の制約やデフレの影響等にも注意が必要とされております。

本町におきましても、歳入面では、回復の兆しが見えていた法人町民税が、円高の進行等による企業収益の悪化等により減少傾向に転じるなど、一般財源の安定した確保が難しい状況となっております。歳出面では、増加傾向の扶助費や他会計への繰出金が高負担となっております。

しかし、このような状況におきましても、震災以降、町民ニーズが高まっている安心・安全な生活環境の整備を優先的に進めるとともに、町民生活に必要な行政サービスにも手を抜くことなく、取り組んでいきたいと考えております。

町としましては、行財政運営の厳しい現状を十分認識し、施策の選択と集中による限られた財源の有効活用に努めてまいります。また、事業の推進に当たっては、部分最適に陥ることなく、全体最適の視点に立って、諸事業の緊急性、優先性、費用対効果等について十分精査、検証しながら、現在、平成25年度予算編成作業を行っているところであります。

以上のような状況を踏まえ、貴職から要望のありました件につきまして、今後の行政運営の重要課題として受け止め、別添のとおり回答いたします。

厳しい財政状況をご賢察のうえ、ご理解ご協力をいただきたくお願い申し上げます。

平成24年12月25日

阿見町議会議長 倉持 松雄 殿

阿見町長 天田 富司男

平成25年度 町行政施策及び予算要望事項について

●総務常任委員会

1 事務事業の効率化

- ① 新しい行政評価システムの構築
- ② 委員会方式による外部評価制度の導入（民間企業・金融のエキスパート・有識者・町民・職員・議会で推進する）

（回答）

- ①② 行政評価システムについては、常に見直しを行いながら取り組んでいるところです。本年度は、例年実施している事務事業評価及び施策評価の内部評価に加え、外部評価である事業仕分けを実施しました。
平成 25 年度には、再度事業仕分けを実施するとともに、外部評価委員会を新たに設置し、委員会方式による外部評価について平成 26 年度から実施する方向で進めています。

2 職員管理と資質の向上

- ① 実務に直結した専門知識を身につける研修の推進
- ② 職員の接遇研修の充実と実践
- ③ 職員と町民との協働によるまちづくりの推進（地元行事への積極的な参加）

（回答）

- ① 当町の職員研修の基本体系では、部局専門研修については各部局の業務の必要性に応じ、各担当課が専門研修を実施することとしております。
また、茨城県への実務研修、茨城県後期高齢者医療広域連合への職員派遣等を引き続き実施し、広域的視点を持った職員の育成にも努めてまいります。その他、市町村アカデミー等の職務に関連した高度な専門知識や行政課題への対応力を養う研修に派遣しております。
- ② 例年、接遇・電話対応研修、民間企業実習などを実施しております。また、常日頃から職場内においても接遇の向上について徹底を図るよう努めてまいります。平成 25 年度は接遇の質の向上を図るため、接遇改善のリーダーとなる職員への研修についても取り組んでまいります。
- ③ 町民との協働によるまちづくりを推進するため、町民協働に関する研修を実施しております。各階層別研修においても政策形成能力向上研修等、まちづくりに資する研修を実施してまいります。また研修等を通じて職員の地元行事への積極的な参加を推進しながら、町民協働に関する意識の向上を図ってまいります。

3 入札制度の徹底的見直し

- ① 分離分割発注の推進
- ② 随意契約の見直し（特別な理由があるものを除き競争入札へ移行）
- ③ 町内業者の育成と受注機会の拡大

（回答）

- ① 建物本体や電気設備,空調設備など工種ごとの分離が可能な建築工事については,これまで同様分離発注に努めてまいります。土木工事は,工区を分離するいわゆる分割発注が主となりますが,工事経費や工事の内容及び工程,現場周辺の住民への影響など諸条件を勘案・検討しつつ,引き続き分割発注を行ってまいります。
- ② 随意契約として実施している 10 万円以上で 130 万円未満の工事及び 50 万円未満の業務等については,原則,指名競争入札と同様に複数者による見積り合せを行うことで競争性を図っております。随意契約に限らず,契約事務全般に関しては,地方自治法,同法施行令,町契約規則等に基づき適正な運用に努めてまいります。
- ③ 地域経済発展のため,公平・公正・透明性を図りながら,町内業者の育成と受注機会の拡大に努めてまいります。

4 救急医療の充実

- ① 救急医療体制の充実(受入れ拒否の対策等)
- ② 救急救命講習の拡充

(回答)

- ① 消防法の改正により受入拒否件数は減少傾向にあるが,引き続き関係救急告示医療機関との連携を強化してまいります。
- ② 平成 25 年度以降も,年間受講者 1,000 人を目標に推進してまいります。

5 防火対策の強化

- ① 水利不足地域への対応策の確立

(回答)

- ① 水利不足地域については,水道整備に併せて消火栓設置を進めてまいります。

6 防犯対策の強化

- ① 自警団・防犯ボランティアの確保と支援(犯罪多発地域への啓発と自警団の地域への普及推進)
- ② 青色回転灯搭載車のパトロール充実(巡回数の増加)
- ③ 荒廃地の管理対応策の強化(罰則ある条例の制定)
- ④ アウトレットへの交番設置要望

(回答)

- ① 町内には,現在 32 の自警団が組織されております。年々自警団の数は増加していますが,引き続き,行政区や防犯連絡員協議会等と連携して,自警団や防犯ボランティアの確保に取り組んでまいります。また,自警団への支援として防犯グッズの貸与等を引き続き行ってまいります。
- ② 青色パトロール実施者証保持者数は現在 134 名で,週 2 回児童生徒の下校時間などを中心にパトロールを実施しております。平成 25 年度から専用車両を追加し,実施者証取得者の増員を図りつつ巡回数を増やすなど,青色防犯パトロールの充実を図ってまいります。
- ③ 空き家・荒廃地対策については,来年度新たに「空き家条例(案)」の制定を予定しており,町の空き家状況についてデータベース化を図りながら,必要に応じて条例に基づいた指導,勧告,命令,公表を行い,空き家対策等の強化を図ってまいります。

- ④ 県知事及び県警本部長に対し、引き続き要望してまいります。

7 交通安全対策の強化

- ① 危険箇所への信号機設置(既に要望が出されている箇所)
- ② 高齢者の交通事故対策としての高齢者免許証自主返納の啓蒙
- ③ 照明灯設置(CCFL・LED等の省エネ照明の活用)

(回答)

- ① 信号機設置については、行政区等から要望を受け牛久警察署や関係各課と協議し、優先順位の検討等を行い、警察署に設置要望を行ってまいります。
- ② 高齢者運転免許証自主返納の啓蒙については、シルバー大会など様々な機会を通じて行うとともに、デマンドタクシーなど高齢者が運転しなくても生活できる環境づくりに努めてまいります。
- ③ 防犯灯については、今年度新設した LED 防犯灯設置補助を引き続き行い、防犯灯の LED 化を推進してまいります。

8 防災対策の強化

- ① 耐震性防火水槽を各中学校区へ設置(100t・飲料水兼用)の促進
- ② がけ崩れ箇所の点検と整備促進
- ③ 新防災計画の抜本的早期見直し
- ④ 情報発信システムの整備
- ⑤ 防災ボランティアの育成と防災ボランティアセンターの組織化

(回答)

- ① 耐震性貯水槽の各中学校への設置については、多額の費用を要することから、当面は水道課などが所管する給水源や平成 25 年度に設置する予定の防災井戸を最大限に活用してまいります。
- ② 町民を土砂災害から守るため、土砂災害ハザードマップ作成や新防災計画で警戒避難体制を整備するなど、ソフト対策を充実するとともに、茨城県と連携し、土砂災害防止工事等のハード対策を行ってまいります。
- ③ 防災会議と連携して、庁内に「専門委員会」や「ワーキングチーム」を設置し、実践的な検討を進めており、平成 25 年度中に地域防災計画を策定してまいります。
- ④ 防災情報通信整備基本方針に基づき、財源確保に努めながら段階的に整備してまいります。
- ⑤ 関係部署と連携を図り、新防災計画の策定と併せて、検討してまいります。

9 男女共同参画社会の推進(各種委員会・審議会への女性の登用 30%以上の早期実現)

- ① 理解啓蒙の施策推進
- ② 女性団体の育成強化と活動支援

(回答)

- ① 審議会等委員の女性委員の割合(平成 24 年 4 月 1 日現在 25.4%)が 30%以上になるよう、阿見町男女共同参画社会基本条例及び第 2 次男女共同参画プランに基づき、諸施策を推進してまいります。
例えば、男女共同参画社会推進会議検討部会委員による出前講座や、内閣府との共催

による「男女共同参画宣言都市記念式典」を開催し、町民の男女共同参画意識の向上を図ってまいります。

- ② 現在、合同連絡会において、各女性団体の発表等により活動情報の交換を行うとともに、合同研修会を開催し、女性団体の育成を行っており、活動支援として、各女性団体においての研修の講師派遣料の助成を行っております。今後も引き続き支援を行うとともに、活動発表の場を設け、女性団体の意識の向上を図り、町民の理解を深めながら女性団体への参加を促してまいります。

10 町民活動の推進

- ① ボランティアの育成
- ② 町ボランティア組織の一元化

(回答)

- ① ボランティアの育成については、現在町民活動センターにおいてボランティア活動に興味を持っている方に対して各種講座を開催するとともに、ボランティア団体の情報提供や活動のコーディネートを行っており、また広報あみを活用して社会貢献団体の情報提供を行っております。
今後、ボランティア体験講座などの講座の内容充実や町民活動センターホームページの充実、ソーシャルネットワークサービスの活用を図ると共に、ボランティアに興味のある方や始めたばかりの方に必要な情報を届けてまいります。
- ② 町民によるボランティア活動を推進し、必要な情報を提供するとともに、町民と行政の協働のまちづくりを進めるためには、ボランティア情報の収集と集約は重要であるため、今後もそれら情報の収集と集約に努めボランティア情報を町民活動センターに一元化してまいります。

●民生教育常任委員会

(保健福祉部)

1 町民あげでの「健康づくり運動」の実施

- ① 乳がん・子宮頸がん・大腸がん検診の無料化の継続
- ② 子宮頸がん・インフルエンザ菌 b 型 (Hib=ヒブ)・小児用肺炎球菌
・高齢者肺炎球菌の各ワクチン接種の無料化
- ③ 検診率の向上の推進(特に生活習慣病・がん)

(回答)

- ① 引き続き、乳がん検診、子宮頸がん検診、大腸がん検診については、特定の年齢の対象者に対して、無料クーポン券を配布する「がん検診推進」として、国庫補助事業の動向をふまえながら実施してまいります。
- ② 町が実施する予防接種につきましては、接種費用を全額公費負担している予防接種法に基づいた定期予防接種と、接種費用の一部を公費負担し、国の補助事業として実施している任意の予防接種があり、平成 23 年度より任意の予防接種として、子宮頸がんワクチンについては全額公費負担で、インフルエンザ菌 b 型 (Hib=ヒブ)・小児用肺炎球菌について

は半額程度の公費負担により事業を実施し、平成 24 年度についても継続して実施しております。

子宮頸がん・インフルエンザ菌 b 型(Hib=ヒブ)・小児用肺炎球菌のワクチンについては、定期予防接種として予防接種法に位置づけられる予定で、法改正や予算措置等、国が準備中の段階です。

高齢者肺炎球菌のワクチンについては、定期予防接種への位置づけは現在未定となっております。

今後は国の動向を見ながら、費用の負担について検討し、予防接種の体制を整備していきたいと考えております。

- ③ 健康診断の検診率の向上に向けて実施している取り組みを継続して実施する計画です。

(取組の内容)

- ・集団健診(総合健診,婦人科検診)を休日に実施
- ・集団健診の実施日数の拡大
- ・集団健診をさわやかセンター以外に公民館,ふれあいセンターで実施
- ・集団健診を受診できない方に医療機関検診を実施
- ・前年度に健康診断を受診していて,本年度に受診していない方に受診勧奨を実施
- ・特定年齢の方に対する大腸がん・乳がん・子宮頸がん・肝炎ウイルス検診の無料クーポン券等を個別勧奨通知とともに送付
- ・大腸がん,乳がん・子宮頸がんの無料クーポン対象者の未受診者へは,受診勧奨通知を送付

2 各行政区のシルバークラブの活性化と結成促進の指導

- ① 各行政区の結成を目指す
- ② 補助金基本額の増額と人数による割増制を導入する
- ③ シルバークラブの支援組織の結成

(回答)

- ①③ 平成 24 年 11 月現在,町内には 32 のシルバークラブが活動しております。全行政区の結成を目指し,区長会や行政区座談会など機会あるごとにクラブの結成に向けた呼び掛けをしております。また,町シルバークラブ連合会とともに,クラブ未設立の行政区に対して,各クラブ等の活動紹介などの情報提供しながら推進活動やクラブ設立に際してのお手伝い等支援活動に当たっております。

これまでの行政区座談会や区長との意見交換等からも,シルバークラブの結成に対しての新たな支援組織の要望等もないことから,新たな支援組織の結成の必要性はないと考えております。

- ② 平成 20 年度から,単位シルバークラブに対する補助金の補助基準をこれまでの 30 名以上から 20 名に引き下げたことにより,あらたにクラブが設立されているなどの成果があらわれております。クラブ結成の最低人数や補助金基本額については,当面,現行基準により対応してまいりたいと考えております。

3 子育て支援の充実

- ① 放課後子供プランの充実強化
- ② 小学1年生から6年生までの完全受け入れの早期実現
- ③ 学校施設内での受け入れ

- ④ 保育所待機児童の解消
- ⑤ 認定こども園の推進

(回答)

- ① 平成 24 年 4 月から、放課後子供プランについては、保健福祉部児童福祉課児童館に事業を集約し、子供教室については阿見第一小・舟島小に加えて阿見小・実穀小で実施しました。平成 25 年度につきましては、残り全校へ子供教室を開設し放課後子供プランの充実強化を図ってまいります。
- ② 平成 24 年度に舟島小学区放課後児童クラブには専用施設が完成し、平成 25 年度には小学校 1 年生から 6 年生までの完全受け入れが整います。残りの阿見小・本郷小につきましても、専用施設の整備も含め計画的に対応できるよう進めてまいります。
- ③ 放課後児童クラブの実施場所については、学校施設内での受け入れを目指し、学校・教育委員会との協議をもって可能な限り学校施設内で実施しております。学校施設内での実施ができない場合には、出来る限り学校敷地内に近い場所で検討してまいります。
- ④ 保育所待機児童の解消につきましては、町で公募した事業者が平成 25 年 4 月に定員 150 名の「さくら保育園」を開園する予定です。また、子育て家庭の多様なニーズへ対応するために、家庭的保育事業を平成 25 年度開始に向けて準備を進めており、保育サービスの選択肢を広げ、保育所入所待機児童の解消を図ってまいります。
- ⑤ 認定こども園につきましては、基本的に県が認定者となりますので、町においても保育所待機児童の動向を見ながら、積極的に対応してまいります。

4 障がい者に優しいまちづくり

- ① 町へ障がい者入所施設の民間施設誘致及び短期宿泊施設の早期実現
- ② 障がい者の自立した生活に向けて町内各施設の連携の強化
- ③ 障がい者の各種交流事業への参加推進
- ④ 阿見町難病患者の生活支援態勢の充実(地域で支える)
- ⑤ 高齢者・障がい者が移動可能な施設・道路の計画的整備

(回答)

- ① 障害者入所及び計画的建設については、現在国・県において在宅サービスの充実とその推進を図っていることから、入所施設の建設は難しい状況です。しかしながら、入所希望者については、県内等にある入所施設に入所依頼書を提出し、障害者の入所に向けた取り組みを図ってまいります。また、短期入所宿泊施設においては、障害者のニーズに適切に対応し、利用を円滑に進めるために、町内における老人ホーム施設等を活用し、民間社会福祉法人等による受入を支援し、更なるサービス提供事業者の拡充に努めてまいります。
- ② 町内及び町外事業所において、「さわやかフェア」を活用し、事業者や障害者同士での交流や地域社会への積極的な参加拡大を図ってまいります。
町内事業所及び土浦公共職業安定所・茨城障害者雇用支援センター・特別支援学校との研修・情報交換会等を開催し、障害者の就労状況・福祉サービスのニーズ等の状況を把握するとともに、近隣事業者等を交えた情報交換会を実施してまいります。また、町内施設で就労訓練のための場所の確保に努めてまいります。
- ③ 障害者の交流事業は、阿見町障害者福祉協議会を中心に地域障害者スポーツ大会・県身体障害者スポーツ大会への参加、宿泊レクリエーションなどを行っております。
一般町民との交流の場として次年度も「阿見いきいきクラブ」の協力によりスポーツを通じた交流会を実施してまいります。

障害者が交流事業に参加するために、移動やコミュニケーションが困難な場合は、移動支援、手話通訳者等の派遣を行ってまいります。

町内の障害者施設については、さわやかフェアを活用し交流を行い、今後も交流の拡大や参加施設の増を図ってまいります。

学校・保育所でも従来から特別支援学校との交流事業を行っており今後も、障害者同士の交流はもとより、一般町民との交流の機会を増やしてまいります。

- ④ 生活支援態勢については、障害者総合福祉法に基づき、難病患者等居宅介護事業において、ホームヘルプサービス・短期入所・難病患者等日常生活用具給付サービス等の提供により自立と社会参加を促進しながら、生活支援態勢充実に努めてまいります。
- ⑤ 阿見町障害者基本計画・障害者福祉計画「あみ・あいプラン」の主要施策である「住みよい環境づくり」に基づき、関係各課と連携しながら事業の推進を図るとともに、高齢者や障害者等の車イスで移動可能な施設については、公共施設・商業施設周辺の道路の環境等を把握しながら、必要に応じて主管課等に環境整備の要望をしております。

道路の計画的整備については、国県の方針、バリアフリー新法や県「ひとにやさしいまちづくり条例」ユニバーサルデザインの考え方などに基づき、福祉の視点を活かした整備を推進してまいります。今後とも歩道の設置、歩道の段差解消、緩やかな勾配、交差点の安全確保等を推進してまいります。

5 国保税増額防止のための医療費削減策の促進

- ① ジェネリック薬品の利用促進(特に医療機関への啓発活動を大々的に実施する)

(回答)

- ① 町では、医療費抑制の一環としてジェネリック医薬品の普及促進を図るため、国保被保険者に対するジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額の個別お知らせ通知「ジェネリック医薬品のご案内」などを、引き続き実施し、啓発に努めてまいります。

また、町内の医療機関や調剤薬局に対し、協力依頼の通知を引き続き実施してまいります。

6 各種ボランティアの窓口として社協へボランティアセンターを設置

(回答)

町(行政)では、ボランティアの窓口として町民活動センターがその役割を担っており、現時点では、社会福祉協議会へのボランティアセンターを設置する考えはありません。

しかしながら、NPOやボランティアなどの社会貢献活動全般の支援を担う町民活動センターと社会福祉協議会は、町民の社会貢献活動を推進していく両輪であり、今後も連携と協力のもと活動していくことが必要だと考えております。

7 行政主動による交通弱者の移動手段の確保(特に障害者や歩行が困難な高齢者)

(回答)

現在、高齢者等への外出支援サービス事業として、おおむね 65 歳以上の高齢者等で一般の交通機関の利用が困難な方を対象に、車椅子・ストレッチャーに乗ったまま移動が可能なタクシーで、医療機関等への通院・通所に必要な費用の一部を助成しております。

福祉有償運送事業においては、町内で2つのNPO法人が対応しております。また、町ではデマンドタクシー「あみまるくん」を運行しており、平成 24 年度からは、荒川沖駅東口周辺への乗り入れや増車等を実施してサービスの拡大に努めております。

障害者の移動手段の確保としては、障害者総合支援法に基づき介護給付サービスの行動援護事業や地域生活支援事業に係る、日常生活給付事業や移動支援事業及び福祉タクシー利用助成事業において、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を支援して参ります。

8 地域福祉計画の振興促進(地域コーディネーターの育成と配置の指導)

(回答)

地域福祉に取り組むにあたっては、行政区と町・社協が連携し、行政区単位にネットワークづくりを構想しています。また、コーディネーターの配置につきましては、地域の事情も考慮し弾力的に対応したいと考えております。引き続き、座談会等を通じて行政区の意見を尊重しながら、行政区内の地域福祉ネットワークづくりを誘導、支援し、計画の振興促進に取り組んで参ります。

(教育委員会)

1 いじめ問題の対応と対策の強化

(回答)

いじめはどの学校にもあるものとの認識を持って、学校全体で取り組むいじめ対策・予防策を進めます。さらに、児童・生徒による「よりよい学校生活づくり」の活動を進めることや、「いじめ早期発見のためのチェックシート」を活用し、早期発見早期解決に努めます。

2 モデル校を指定してバリアフリー化の推進と耐震化工事を並行して行うこと(対象者は学校問わずモデル校に受け入れること)

- ① 車いす対応のトイレ・階段昇降機の設置
- ② 段差無しの出入り口等の整備

(回答)

- ①② 学校施設については、現在、耐震化工事を優先して進めており、平成 25 年度に 2 校、平成 26 年度に 3 校の耐震化工事をおこない、学校耐震化を完了させます。昇降設備や多目的トイレの整備は、学校施設の改修計画をたて検討していきます。

3 各小中学校に洋式トイレの設置促進

(回答)

現在、全小中学校のトイレ洋式化率は、平均 24%です。今後、洋式化率 50%を目標に、学校と協議しながら洋式化率の低い学校から順次整備を行っていきます。
耐震化工事と合わせて可能な範囲でトイレを洋式化します。

4 各小中学校の普通教室への冷房設備の設置の早期実現

(回答)

学校施設については、現在、耐震化工事を優先して進めておりますので、各小中学校の普通教室への冷房設備の設置については、学校施設の改修計画をたて検討していきます。

5 学校給食への安心安全な地元農産物の積極的な取り入れ

(回答)

地元生産者の顔が見える新鮮で安心・安全な旬の農産物を学校給食の食材として積極的に活用するとともに、町の特色を活かした献立の多様化を図ってまいります。

また、学校給食を通じて「食」と「農」の関係や郷土の農業に対する関心を深め、生産者への感謝の気持ちを育てるという教育的効果の向上を図るため、今後も学校や地域との連携強化に努めながら地産地消を推進してまいります。

6 通学路の安全確保について

- ① 通学路の危険物及び通学路を狭隘化する樹木等の除去を強力に推進する条例の設置
- ② 通学路の舗装の促進と歩道の設置
- ③ 通学路の危険箇所の把握とその解消

(回答)

- ① 通学路の危険物及び通学路を狭隘化する樹木等の除去につきましては、緊急性が高いハチの発生や倒木などの事案は学校教育課が直接対応しております。また、樹木等の繁茂により通行上の危険が憂慮される事案については、関係部局と連携のうえ所有者等に切除を申し入れ、善処を促してまいります。
- ② 通学路の舗装につきましては、都市整備部局で対応しております。歩道の設置と併せて早期に課題が解決されるよう地域の協力を得るとともに、学校及び PTA と協議を続けてまいります。
- ③ 通学路の危険箇所の把握とその解消につきましては、例年、児童生徒の安全確保に鑑み学校ごとに安全点検を行っているほか、行政区やPTAなどから要望等があった場合は、関係部局と連携して通学経路の見直しも含め対応しているところであり、今後も一層の安全確保に取り組んでまいります。

7 不登校児童生徒の支援の充実・強化

- ① 教育相談センターやすらぎの園の充実
- ② 地域と連携した不登校児童の解消
- ③ 不登校児童に対応する支援員の育成

(回答)

- ①②③ 不登校問題に対しては、児童生徒の不安や悩み、ストレスなどの緩和を図ることが大切であることから、学校、スクールカウンセラー、教育相談センター(やすらぎの園)、民生委員・児童委員等の連携により、相談体制の充実を図り、不登校児童生徒への支援を充実・強化します。

8 予科練平和記念館の健全経営のための施策と来館者増員のための施策推進

- ① 来館者増員のための「リーダー」の確保
- ② プレミアムアウトレットからの誘導

(回答)

- ① リピーター確保のためには、来館者の満足度を高めるため、特別展・所蔵資料展、講演会等の事業を充実させるとともに、展示内容を理解し満足してお帰りいただくための案内・接遇を行うための職員教育を充実させてまいります。また、これまでに来館された各種団体、旅行代理店へのPRを引き続き行ってまいります。
- ② あみコミュニケーションセンター職員の記念館での研修を行い、展示内容を理解した上で記念館のPRに努めてまいります。また、「まい・あみ・マルシェ」などのイベントに協賛して、割引等を発行するなど商工観光課や関係機関と連携してPRを推進してまいります。

●産業建設常任委員会

1 道路整備事業の推進

- ① 行政区からの要望路線整備の早期実現(町単独の予算増額)
- ② 荒川沖寺子線の延伸(柏根まで)
- ③ 県道土浦・竜ヶ崎線バイパス(都市計画道路阿見・小池線)の早期実現
- ④ 通学路の新設(本郷小学校地区)及び歩道整備(阿見小学校フタムラ化学)を早急に実現すること
- ⑤ 町道4メートル以下の舗装

(回答)

- ① 町の単独予算を増額することはたいへん厳しい状況ですが、国の補助金制度(社会資本整備総合交付金)を活用し、限りある予算の中で町民の要望に応えられるよう推進してまいります。
また、より効果的・公平に生活道路の整備が最優先されるよう、道路整備審査会等において優先順位を明確にし、整備計画に反映させてまいります。
- ② 都市計画道路荒川沖・寺子線の延伸整備につきましては、荒川本郷地区から県道土浦竜ヶ崎線までの715mの区間が平成25年度、更にその延伸であり、三区地内での都市計画道路中郷寺子線と接続するまでの約350mの区間は平成26年度の供用開始目指し事業を推進しているところです。しかしながら、柏根までの延伸となる都市計画道路寺子・飯倉線の整備につきましては、町の道路ネットワークにおいて、重要性を十分に認識していますが、多額の事業費が伴う等、課題も多いことから、整備時期等については町の財政状況や国の補助金の動向等を勘案しながら検討してまいります。
- ③ 県道土浦・竜ヶ崎線バイパスについては、現在、牛久市側から牛久阿見インターチェンジまでの区間が暫定2車線にて供用しております。
インターチェンジ北側から荒川本郷方面については、県道土浦・稲敷線までの約2kmの区間において事業化されております。平成21年度から町は県より用地買収に関する委託を受け、町としても積極的に用地買収に関り事業の推進を図っております。今年度はインターチェンジ北側から県道土浦・稲敷バイパス(都市計画道路中根・飯倉線)までの区間の用地買収を行う予定です。今後も全線開通に向け引き続き県に要望してまいります。
- ④ 本郷小学校の通学路である町道第1147号線については、拡幅の協力が得られず現在に至っております。新設の通学路整備につきましては、荒川本郷地区の進捗状況を踏まえ検討してまいります。

阿見小学校の通学路である町道第 0104 号線については、小学校から五本松交差点までの区間については平成 25 年度に事業着手できるよう地元行政区と協力し関係地権者の同意取得に努めています。また、五本末交差点からフタムラ化学までの区間については、都市計画道路廻戸・若栗線の計画があるため、今後の動向を勘案しながら検討してまいります。

- ⑤ 阿見町道路整備事業に関する要綱に則り、安全で快適な住環境の確保のために道路幅員を有効で 4 メートル以上を確保して整備してまいります。
ただし、小中学校の周辺の児童生徒の通行の多い通学路で、早急な対応が求められる臨時的な場合に限っては 4 メートル以下でも整備しております。

2 観光振興事業の充実

- ① 大室ストックヤードの活用
- ② 霞ヶ浦湖岸散策事業の早期実現
- ③ 新たな観光ルートの創設
- ④ 特産品開発への支援
- ⑤ 観光振興計画の策定(民間企業との連携)

(回答)

- ① 大室ストックヤード跡地については、地権者の意向を踏まえながら、土地利用の検討を進めてまいります。
- ② 国土交通省の「かわまちづくり支援制度」を活用し、平成 24 年 2 月に町のサイクリングロード整備計画を「かわまちづくり計画」に登録しました。
今後、町が国庫補助事業を導入し、地域住民と連携しながら実施してまいります。緩傾斜堤防や桜堤については、河川管理者である国土交通省霞ヶ浦河川事務所が水辺整備として実施する予定です。
- ③ 町内の観光スポットやグルメ情報を総括した総合ガイドを改定し、あみコミュニケーションセンターや予科練平和記念館を各種観光情報発信・イベント PR の拠点とし、集客施設来場者の町内回遊を促進してまいります。
- ④ 町の特産品として「ヤーコン」「れんこん」などについて、「まい・あみ・マルシェ」をはじめとする各種物産イベントや観光パンフレット、県観光物産協会と連携した観光キャンペーンなどにおいて広く PR しております。今後は商工会や関係団体に対し「阿見グリーンメロン」などの特産品を活用した新商品開発を支援してまいります。
- ⑤ 我が国では、少子高齢化の進展により人口減少時代を迎えた中で、経済効果などの波及効果をもたらす観光振興による交流人口の拡大が重要となっています。
県では、観光施策を効果的に展開するため、平成 23 年度から 27 年度までの 5 か年間の計画期間とする「茨城県観光振興基本計画」を策定しています。
現在、町には観光振興計画はありませんが、県の計画を踏まえ、民間企業との連携を図りながら、観光まちづくりを進めてまいります。

3 商業・工業活性化事業の推進

- ① まい・あみクーポン券への助成
- ② 町内企業の業務等の発注に関しては、町内中小企業の活用を図る(受注機会の拡大につながるシステムの構築)
- ③ 工業団地への企業誘致の推進
- ④ 雪印等新規参入企業に対する町内雇用の促進

(回答)

- ① 当事業は平成 21 年度の定額給付金の給付にあわせ、地元商工業の振興策として開始しましたが現行の補助率としてからは 3 年が経過し、ひとつの節目を迎えております。この間、振興のためのきっかけづくりとしての一定の役割は果たしたと判断し、また、事業仕分けの意見も踏まえ助成を終了することといたしました。
- ② 町内中小企業の活性化のため、町内の工業団地等に立地する企業に対し、工業に関する懇談会や企業訪問等の場を活用し各種情報を提供してまいります。あわせて工業懇談会等において、必要に応じ町商工会の部会等に対し PR の場を設けてまいります。
- ③ 阿見東部工業団地への企業誘致のため、県企業局と連携し県産業立地推進東京本部主催の企業誘致セミナー等において、交通アクセスの優位性や各種優遇制度を積極的に PR するとともに、優遇策の拡充を検討してまいります。
- ④ 企業に対し、雇用促進奨励金の活用を PR し町内雇用を促進するとともに、企業が行う就職説明会等に町施設を提供するなどの支援を行ってまいります。

4 農業振興対策の促進

- ① 地産地消の推進
- ② 「あみまちを食べよう学校給食推進事業」への支援強化
- ③ グリーン・ツーリズムの推進・支援
- ④ 特産品創出への支援拡大
- ⑤ 認定農業者の確保への支援(条件の緩和)
- ⑥ 農業後継者の育成支援拡大(条件の緩和)
- ⑦ 耕作放棄地対策の更なる推進
- ⑧ 農産物加工への支援(専門家等との連携・アイデア募集)

(回答)

- ① 農協や直売所等と連携を図り、地元の新鮮・安全・安心な農産物を広く PR 推進してまいります。
- ② 学校給食に多くの地場農産物を提供し、子供たちに生産者の「顔」の見える学校給食を実践する中から、地場農業を知る食農教育を推進してまいります。
- ③ 町の農産物を活かした収穫体験などを行うとともに、民間の行なうグリーン・ツーリズムを推進します。
- ④ 県銘柄推進産地指定を受けている「大玉スイカ」の他に「レンコン」の銘柄産地化を推進すると共に、「ヤーコン」「ネギ」等、町の農産物の発掘、ブランド化を目指してまいります。
- ⑤ 町の農業を支える担い手を「人・農地プラン」に位置づけ、国の各種支援措置の周知をするとともに、認定基準に近い農業者に対して誘導を図り、認定農業者の育成・確保に努めてまいります。
- ⑥ 町の農業振興の中核となる若い人材を確保・育成するため、きめ細やかな情報提供や相談活動等を通じ、国の支援策への誘導を図るとともに、支援対象とならなかった後継者や新規就農者に対して、安定的な農業経営が構築できるよう支援を行ってまいります。
- ⑦ 耕作放棄地や既存農地を活用した特定農地貸付法等による市民農園開設を誘導・支援します。また、農業再生協議会が中心となり、特色ある耕作放棄地解消対策を推進してまいります。
- ⑧ 6 次産業化への取り組み内容に応じて、国・県等の補助事業や国が認定する 6 次産業化プランナー制度等を有効に活用し、農産物加工品等 6 次産業化への取り組みを支援してま

います。

5 雨水排水対策事業の推進

- ① 乙戸川, 桂川改修整備
- ② 都市排水路, その他排水路の整備
- ③ 側溝清掃の推進及び蓋かけ
- ④ 側溝の整備

(回答)

- ① 一級河川乙戸川の整備は茨城県が実施しております。引き続き整備に向け県に要望してまいります。
阿見西部(二区, 住吉, シンワ地区等)地区の雨水排水先が確保できない状況にあります。このため, 茨城県に対し乙戸川上流部(土浦市地内)に調節池の早期整備要望を行ってまいります。
桂川については, 平成 25 年度に 360m の整備を予定しております。
- ② 都市排水路の整備は, 浸水対策の一環として行っております。平成 26 年度においては, 西郷地区(L=約 600m)の都市排水路整備のための詳細設計, 平成 27 年度以降に工事を予定しております。
- ③ 側溝清掃については, 道路パトロール等により発見した個所及び行政区等からの要望により, 現地確認を行いながら順次実施してまいります。
また蓋かけにつきましても行政区等の要望を受け, 調査・検討を行いながら計画的に整備してまいります。
- ④ 町道側溝の整備につきましては, 行政区からの要望に基づき年次計画により整備を進めております。平成 25 年度も引き続き上長・三区地区において整備を進めてまいります。

6 ゴミと産業廃棄物不法投棄への解決と防止対策

- ① パトロールの強化及び不法投棄物の回収強化
- ② 環境美化運動の強化

(回答)

- ① 不法投棄撲滅と環境美化の推進を図るため, シルバー人材センターにて, 月曜日から金曜日までパトロールを実施しながら監視体制を強化するとともに, ごみのポイ捨てや不法投棄の人物が特定できない場合は, 環境美化の観点から回収を行っております。
不法投棄等を未然に防ぐことを目的として, 早期発見に向けパトロール等を実施し悪質な案件については, 県及び牛久警察と連携を図りながら早期解決に向けた取り組みを実施してまいります。
悪質業者による不法投棄が後を絶たないので, その防止対策として, 監視カメラを設置し, 不法投棄の抑制強化を図ってまいります。
- ② 町内クリーン作戦は, 環境美化の推進及び霞ヶ浦の水質浄化と環境保全に対する町民の意識の高揚を図ることから全行政区を対象に行うと共に, 各行政区が実施するごみ集積所の設置に要する経費について, 補助を行い良好な生活環境の保全に努めてまいります。

7 交通安全対策の強化

- ① カーブミラー・ガードレール・反射板等の安全施設設置の促進と保安全管理(清掃・点検)
- ② 街路灯設置(省エネ照明の早期活用)

③ 右折レーンの設置促進

(回答)

- ① 行政区等からの要望を受け積極的に交通安全施設の設置を推進してまいります。また、道路パトロール等により既存の交通安全施設の状況を確認しながら保安全管理に努めてまいります。
- ② 町道主要路線の新設交差点部におきましては、良好な視覚環境の確保及び道路交通安全、円滑な交通環境を図ることを目的に街路灯を設置しております。設置にあたっては照度基準や経済性等を考慮しながら、LED等の省エネ照明等を積極的に活用してまいります。
- ③ 現在、整備中の都市計画道路荒川沖・寺子線につきましては、県道土浦竜ヶ崎線交差点部及び町道との交差点部に右折レーンを設置する予定であります。また、今後、新設する都市計画街路等につきましても、交通量や警察との協議により、必要に応じて交通安全対策を検討してまいりたいと思っております。
その他、要望個所につきましては、それぞれの道路管理者と協議してまいります。

8 都市計画の整備

- ① 民間住宅耐震診断の拡充・啓発・推進
- ② 区域指定の早期策定

(回答)

- ① 東日本大震災以降、町民の地震に対する防災意識が高まっていることから、町としては町民の安全を第一に考え、「民間木造住宅の耐震診断士派遣事業」を引き続き推進すると共に、事業の周知を図ってまいります。
さらに、耐震に関する知識習得のためのパンフレット配布や町ホームページ、広報あみ等を活用し、関係課と連携しながら啓発に努めてまいります。
- ② 区域指定は、市街化調整区域内の既存集落の維持・保全を目的に、住宅等の一定の建築物の建築が可能となることから、当制度のメリット・デメリットを十分精査し、指定できる条件を満たす集落の絞り込み作業の結果を基に、区域指定図書作成に必要な基礎データの整理や関係機関等との調整、諸手続きを経ながら、適正な指定に向けて推進してまいります。

9 上下水道の推進

- ① 普及率の促進
- ② 工事計画の前倒し
- ③ 荒川本郷地区市街化区域の上下水道整備の早期促進

(回答)

- ① 水道の普及率の促進については、引き続き基幹環状管の整備と、水道接続可能な地区を積極的に整備してまいります。また、加入分担金の軽減措置及び給水装置工事資金貸付制度を実施するとともに、未加入者への戸別訪問を実施し普及率の向上に努めてまいります。
下水道の普及促進については、個別訪問による調査の結果を基に接続の普及促進を図ってまいります。
- ② 水道の工事計画については、平成23年度より新たに起債を借り受け、工事予算を増額し

て配水管の整備拡張に努めております。

下水道の工事計画については、既成市街地の管渠未整備部については、個人や民間による開発等の建設計画に応じて整備してまいります。

- ③ 上水道整備については、平成 26 年度より都市計画道路に順次整備を進めてまいります。

下水道整備については、平成 25,26 年度に流域幹線に接続させる計画です。さらに平成 26 年度より都市計画道路に順次整備を進めてまいります。

10 環境政策の拡充

- ① 再生エネルギーの推進(公共施設に太陽光発電システムの早期設置による温室効果ガスの削減と節電の推進)
- ② エコ事業の推進強化

(回答)

- ① 住宅用太陽光発電システム設置に対する補助金制度を継続し、町民の環境問題への関心を高め、家庭への太陽光発電システムの設置を促し温室効果ガスの削減を図ってまいります。

また、BDF(バイオディーゼル燃料)の導入により、給食センターの廃食用油を保育所送迎バスの燃料に使用します。

中学校 3 校にグリーンニューディール基金を活用し、太陽光発電施設と蓄電池を設置してまいります。

- ② 地球温暖化対策実行計画に基づき、継続して温室効果ガス排出量削減に取り組めます。レジ袋の無料配布中止を呼びかけるとともに、マイバッグの使用を促し、レジ袋の使用数量の削減を図ってまいります。

節電実行計画を推進し、積極的に節電やごみの減量化に取り組めます。

町内の環境団体の育成を図るとともに、環境講座の開催やイベントでの広報活動など、連携して環境対策事業を行ってまいります。

11 放射能対策の強化

- ① 除染した汚染土の置き場所の確保
- ② 霞ヶ浦の汚染状況の調査と対策

(回答)

- ① 放射性物質汚染対処特措法によると、仮置場(一時保管場所)は、市町村で用意しなければならないとされていますが、仮置場周辺、搬入経路沿線の住民の反対が容易に予想されます。この状況は周辺市町村も同様で現実問題として用地の目途が立たないのが現状であり、各敷地内に保管せざるを得ないと考えております。

- ② 霞ヶ浦については、国の管理となっているとともに町だけで対策できるものではないので、霞ヶ浦問題協議会を通して従来から推進している水質浄化を含めてイメージアップを図っていくという対策のほか、国へ調査の要望を行い、結果を町ホームページ等で公表してまいります。